

第1章 適正配置を進めるにあたって

1 適正配置の必要性

練馬区では、これまで人口増に合わせて、区立小・中学校および区立幼稚園を整備してきました。その結果、現在、小学校 69 校、中学校 34 校、幼稚園 5 園を設置・運営しています。

しかしながら、区の総人口が増加しているなか、現在、区立小・中学校の児童生徒数は少子化の影響により、昭和 50 年代のピーク時の約 6 割まで減少し、全体としては区立学校の小規模化が進んでいます。一方、マンションや戸建て住宅の建設などにより、児童生徒数が増加傾向の学校もあり、この影響から、児童生徒数および学級数に学校間で格差が生じています〔資料編の資料 1、資料 2 を参照〕。

児童生徒数が著しく少ない学校や、逆に多い学校においては、教育指導上や学校運営上の課題が生じる傾向があります。一方、確かな学力の向上のための一層の取り組みや小中一貫教育の推進、老朽化した校舎の改築など、新たな教育課題への対応が求められています。

これらの課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の改善を図るためには、児童生徒数の動向や校舎の改築時期などを踏まえ、学校の適正配置を進める必要があります。

また、区立幼稚園は 5 園のうち 4 園を光が丘地区に設置していますが、光が丘地区の幼児人口が設置当初に比べて大幅に減少していることから、幼稚園についても適正配置を進める必要があります。

2 適正規模

(1) 適正規模の制定

学校は、集団生活の中で学習したり友情を育^{はぐく}んだりすることを通して、児童生徒が互いに切磋琢磨^{せつさたくま}しながら、学力や社会性などを身につける場です。しかし、規模が小さくなると、集団教育の良さが生かされないことにもなりかねません。また、規模が大きすぎると、教室数が不足するなど、主に施設面での弊害が生じてきます。

そこで、適正配置を進めるにあたっては、まず学校の適正規模の考え方を整理する必要があります。そのため、教育委員会では、平成 15 年 12 月に「適正規模検討委員会」を設置し、16 年 3 月、区立小・中学校の適正規模を以下のとおり定めました。小学校の適正規模を定めるにあたっては、国の標準規模、単学級（1 学年あたり 1 学級）の回避、現在の学級規模状況を考慮しました。また、中学校の適正規模を定めるにあたっては、国の標準規模、教科担任制による教員配置の状況を考慮しました。

なお、適正規模を下回る学校（小学校 11 学級以下、中学校 10 学級以下）を「過小規模校」、適正規模を上回る学校（小学校 25 学級以上、中学校 19 学級以上）を「過大規模校」としました。

小学校 1校あたり 12～18 学級
(ただし、19～24 学級までは許容範囲)
中学校 1校あたり 11～18 学級

※ 国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により、
小・中学校とも「12 学級以上 18 学級以下」としている。

(2) 適正規模の効果

教育委員会では、適正規模の区立小・中学校をつくることにより、以下のような学校教育上の効果があると考えています。

① 集団生活面

- ・ 小学校では、単学級が解消され、学級の編成替え（クラス替え）ができることにより、交友関係が広がり、多様なものの見方・考え方にふれる機会が得られる。
- ・ 児童生徒が相互に刺激しあうという集団生活の良さが生かされ、学年や学校全体に活気が生まれる。

② 学習活動面

- ・ 合唱・合奏、球技・競技などの学習活動や学芸会、運動会などの学校行事等において、一定規模の集団による多様な活動が可能である。
- ・ 一定規模の教員数の確保により、習熟度別学習などの多様な学習指導や学校行事等における多様な指導が実践できる。

③ 学校運営面

- ・ 小学校では、複数の教員で学年を運営することにより、授業研究、情報交換などが可能となり、指導方法の広がりや深まりが期待できる。
- ・ 中学校では、生徒の能力や適性および興味・関心に応じた多様な選択教科や部活動の開設が可能である。

3 適正配置基本方針

適正規模を定めた後、適正配置の基本方針と具体的な進め方について検討するため、平成 16 年 9 月に「適正配置検討委員会」を設置しました。同年 12 月、検討委員会から提出された答申を踏まえ、平成 17 年 2 月に「基本方針（案）」をまとめ、約 1 か月間、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、区民から意見を募集しました。同年 4 月、教育委員会では区民からいただいた意見・要望等を踏まえ、適正配置の指針となる「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（以下「基本方針」とする。）」を策定しました。

区立小・中学校の適正配置は、児童生徒数の動向を踏まえ、過小規模校および過大規模校について、以下の考え方で進めていきます。

過小規模校 ⇒ 通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努める。
なお、原則として、小規模化の著しい学校から適正配置を進める。

過大規模校 ⇒ 通学区域の変更により、適正規模の確保に努める。

区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置は、実施計画を策定し、それに基づき進めていきます。実施計画は、原則として5か年を計画期間とし、児童生徒数の動向などを踏まえ、策定から3年目に見直しを行います。

第2章 第一次実施計画の基本的な考え方

1 計画期間

区立学校適正配置第一次実施計画（以下「第一次実施計画」とする。）の計画期間は、平成19年度から23年度までとします。なお、児童生徒数の動向などを踏まえ、平成21年度に見直しを行い、22年度から26年度までを計画期間とする第二次実施計画を策定します。

2 基礎とした数値

第一次実施計画の検討にあたっては、平成24年度の児童生徒数および学級数の推計（平成19年度東京都教育人口推計。以下「都教育人口推計」とする。）を基礎数値として使用しました。都教育人口推計では、住民基本台帳に基づく就学予定者数、現在の児童生徒数および今後の集合住宅計画の有無などを考慮して推計を行っています。

都教育人口推計によると、練馬区では平成24年度に、小学校の過小規模校が14校、過大規模校が1校となり、中学校の過小規模校が16校、過大規模校が1校となる見込みです〔資料編の資料5を参照〕。

3 計画の対象校

教育委員会では、基本方針に沿って、以下のとおり第一次実施計画の対象校を選定しました。

(1) 小学校

① 過小規模校（14校）

過小規模校のうち、10学級と11学級の学校（7校）については、今後の児童数および学級数の推移を見ることにしました。

次に、9学級以下の過小規模校（7校）について検討を行いました。その中で、光が丘第二小学校、光が丘第四小学校、光が丘第五小学校、光が丘第七小学校、田柄第三小学校の5校については、隣接校との統合により適正規模を確保することにしました。

旭丘小学校（7学級）については、通学区域の変更により適正規模を確保することが難しく、校舎の改築時に隣接校との統合を検討する必要があります。また、光が丘第八小学